

空家活用の専門相談員派遣事業

1 概要

空家を地域の活動拠点、コワーキングスペースなど、「地域活性化に貢献する施設」へ活用することを考えている方へ、空家活用の専門家を派遣し、アドバイス等の支援を行います。本市と空家に関する協定を締結した専門家団体から、要望に応じた専門家を派遣しますので、住宅政策課へ事前にご相談ください。

なお、受付は先着順で行い、当該年度予算額に達した時点で受付を終了します。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/jutaku/sien/akiya/>

2 専門家派遣の要件

(1) 対象者(ア、イのいずれか)

ア 空家の所有者、または空家の所有者から改修及び賃貸等の権限の委任を受けた者
例) 所有者、委任を受けたご親族等

イ 市民(在住、在勤、在学も可)で組織され、市民が自由に参加し継続的に活動している団体
例) 自治会町内会、NPO 団体等

(2) 派遣内容

「地域活性化に貢献する施設」への活用を目的とした専門家によるアドバイス

※市内の空家に関する相談を対象に、1回につき専門家1名を派遣します。(3時間以内)

※派遣当日に完了しない業務などはお受けできません。

(3) 費用

年度内で原則3回まで無料です。(専門家の派遣に係る費用は本市が負担)

(4) 相談できる主な内容と派遣可能な専門家の例

ア 空家の所有者等の方は・・・

主な相談内容	専門家	空家に関する協定団体
耐震改修計画	建築士	一般社団法人横浜市建築士事務所協会
契約	宅地建物取引士	公益社団法人神奈川県宅地建物取引業協会 公益社団法人全日本不動産協会神奈川県本部横浜支部
境界の調査	土地家屋調査士	神奈川県土地家屋調査士会
不動産の評価	不動産鑑定士	神奈川県不動産鑑定士協会
相続等の相談	弁護士 司法書士 行政書士	神奈川県弁護士会 神奈川県司法書士会 神奈川県行政書士会
税に関すること	税理士	東京地方税理士会
害虫駆除の方法	害虫駆除業者	公益社団法人神奈川県ペストコントロール協会

イ 活動団体の方は・・・

主な相談内容	専門家	空家に関する協定団体
拠点の探し方 事業計画 地域の合意形成	まちづくりNPO	NPO 法人横浜プランナーズネットワーク

耐震改修計画	建築士	一般社団法人横浜市建築士事務所協会
契約	宅地建物取引士	公益社団法人神奈川県宅地建物取引業協会 公益社団法人全日本不動産協会神奈川県本部横浜支部
境界の調査	土地家屋調査士	神奈川県土地家屋調査士会
不動産の評価	不動産鑑定士	神奈川県不動産鑑定士協会
害虫駆除の方法	害虫駆除業者	公益社団法人神奈川県ペストコントロール協会

3 手続の流れと必要書類

手続	必要書類等
申請	1 利用申請書（第1号様式） 2 対象者であることの確認書類（いずれか） (1) 所有者等を証するもの 〈空家の所有者等の場合〉 (2) 活動団体を証するもの 〈活動団体の場合〉 ※申請書類について、詳しくは「4 よくある質問と答え」を参照してください。 提出期限：令和6年1月31日（水）



派遣決定	派遣が決定した場合・・・実施決定通知書（第2号様式） 要件を満たさない場合は・・・不実施決定通知書（第3号様式） を申請者宛に郵送します。 <u>内容を変更する場合は、担当課へ相談のうえ、変更申請書（第4号様式）を、実施決定後に取下げる場合は、取下届（第6号様式）を提出してください。</u>
------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------



現地派遣	<u>事前に取り決めた日時、場所に、専門家がお伺いします。</u> より詳しいアドバイスが受けられるよう、家屋の凶面や、活動の事業計画書などを事前に用意することをおすすめします。 派遣可能期間：令和6年2月29日（木）
------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

4 よくある質問と答え

質問	答え
所有者等を証するものとは？	空家の登記事項証明書と身分証明書を提出してください。未登記の場合は、登記事項証明書の代わりに、課税証明書(区役所で取得可)を提出してください。 所有者のご親族の方は、加えて委任状も必要です。 なお、委任状の記載で、専門相談員派遣の委任がされている必要があります。
活動団体を証するものとは？	法人の登記事項証明書を提出してください。 登記していない場合は、活動団体の会則と活動記録等を代わりに提出してください。 活動団体は、加えて所有者からの委任状等が必要です。 委任状の記載で、専門相談員派遣の委任がされている必要があります。
相続の相談なども可能？	地域での空家活用が目的であれば、専門家の派遣が可能です。